

○総務省訓令第 21 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 3 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 〔第 1 ～第 8 略〕 第 9 航空機局 〔1 ～5 略〕 6 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力の審査は、次の基準により行う。 。〔(1)・(2) 略〕 (3) 希望する空中線電力は、別表 1 により指定し得るものであること。この場合、有効通達距離の定めのあるものについては、次のことを考慮するものとする。 〔ア 略〕 イ 気象レーダーは、性能指数 (PI) が次表に掲げる値以上であること。 <u>PI の確認には製造業者等の資料を用いることとし、これにより難しい場合は次式により求めること。ただし、令和 8 年 3 月 31 日以前に製造された気象レーダーであって、次式により PI を求めることが困難又は不合理であると認めるものについては、当該気象レーダーに係る PI が無線局の目的を達成するために十分なものであることを示す資料の提出をもって代えることができる。</u> <u>$PI = P_t + 2G + K + T - Pr$</u> <u>PI</u> ：性能指数 <u>$P_t$</u> ：送信機出力端における尖頭電力 (dBW) <u>G</u> ：空中線の絶対利得 (dB) <u>K</u> ：0 dB（送信周波数が 5, 350 MHz から 5, 470 MHz までの場合） -6 dB（送信周波数が 9, 300 MHz から 9, 500 MHz までの場合） <u>T</u> ： $10 \log_{10} t$ (dB) 注 t は、送信パルス幅 (μs) <u>Pr</u> ：空中線接続端における最小受信電力 (dBm)		別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 〔第 1 ～第 8 同左〕 第 9 航空機局 〔1 ～5 同左〕 6 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 〔同左〕 〔ア 同左〕 イ 気象レーダーは、次式により求めた性能指数が次表に掲げる値以上であること。 $PI = P_t + 2G + K + T + I - NF - B_f - 2L_f$ $P I$ ：性能指数 P_t ：送信機出力端における尖頭電力 (d BW) G ：空中線の絶対利得 (d B) K ：0 d B (5, 250 MHz から 5, 400 MHz までの送信周波数の場合) - 6 d B (9, 300 MHz から 9, 500 MHz までの送信周波数の場合) T ： $10 \log_{10} t$ (d B) 注 t は、送信パルス幅 (μs)。 I ： $3 \log_{10} \frac{\text{アンテナの水平面の主ふく射の角度の幅}}{\text{アンテナ垂直走査角}} \times P R F$ (d B) 注 1 アンテナ垂直走査角は、メインローブについて度で測定された値。 2 $P R F$ は、パルス繰返し周波数 (H z) $N F$ ：受信機の雑音指数 (d B) B_f ：0 ($B \leq 1.5 / t$ のとき) $5 \log B t / 1.5$ ($B > 1.5 / t$ のとき) 注 1 B は、3 d B 低下の点で測定した受信機の通過帯域幅 (M H z) 2 t は、送信パルス幅 (μs) L_f ：給電線損失 (d B)	
航空機局の区別		性能指数 (PI) の基準値 送信周波数が 5, 350 MHz から 5, 470 MHz までの場合 送信周波数が 9, 300 MHz から 9, 500 MHz までの場合	

巡航速度100ノット以下の航空機の航空機局	<u>169</u>	<u>170</u>	航空機局の区別	P I
巡航速度200ノット以下の航空機の航空機局	<u>182</u>	<u>182</u>	巡航速度1 0 0 ノット以下の航空機の航空機局	6 6
巡航速度350ノット以下の航空機の航空機局	<u>190</u>	<u>190</u>	巡航速度2 0 0 ノット以下の航空機の航空機局	7 8
巡航速度500ノット以下の航空機の航空機局	<u>195</u>	<u>195</u>	巡航速度3 5 0 ノット以下の航空機の航空機局	8 5
巡航速度650ノット以下の航空機の航空機局	<u>199</u>	<u>200</u>	巡航速度5 0 0 ノット以下の航空機の航空機局	9 0
巡航速度650ノットを超える航空機の航空機局	<u>203</u>	<u>204</u>	巡航速度6 5 0 ノット以下の航空機の航空機局	9 4
			巡航速度6 5 0 ノットを超える航空機の航空機局	9 8

附 則

この訓令は、令和8年4月3日から施行する。